

要保護児童対策地域協議会について



1. 要保護児童対策地域協議会とは

児童福祉法 25 条の 2に規定される「地域のネットワーク推進」のための協議会です。

要保護児童等の早期発見や適切な保護について、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携を図るための「子どもを守る地域支援ネットワーク」です。

また、児童虐待予防の観点から、平成 21 年 4 月、協議の対象が要保護児童だけでなく要支援児童やその保護者、特定妊婦に拡大されました。

2. 要保護児童・要支援児童・特定妊婦とは

児童福祉法 6 条の 3に以下のように規定されています。

要保護児童：「保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」とされ、虐待を受けた児童や非行児童など。

要支援児童：「乳児家庭全戸訪問事業の実施などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く）」とされ、要保護児童より広い範囲で、何らかの支援を必要とする児童（家庭）。

特定妊婦：出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

3. 守秘義務と情報提供

児童福祉法 25 条の 5で協議会の構成員（元構成員を含む）に課せられています。

個人情報の漏洩を防ぐため、「正当な理由がなく、協議会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない」とされ、同法 61 条の 3に「1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金」という罰則も設けられています。

児童福祉法 25 条の 3では「協議会は（中略）資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる」とされ、個人情報の保護に関する法律 23 条 1 項の例外規定「法令に基づく場合」の根拠となります。そのため、それぞれに課せられた守秘義務を超え、有効な情報の交換・共有化と支援についての協議を行うことができます。

4. 協議会の仕組み

川崎市代表者会議

要保護児童等の支援システムの全体検討
実務者会議の報告・評価など



(各区) 実務者会議

区・代表者部会
ケース進行管理部会

- ①区の子どもに関わる機関の代表者が要保護児童等に関して協議する会議
- ②各機関の連絡・連携会議
- ③研修・啓発活動
- ④進行管理（ケース状況・主担当機関・重症度等の確認作業を行う）



個別支援会議

個別ケースごとに関係機関の各担当者が集まって行うケースカンファレンス情報交換・支援方針立てや各機関の役割分担など



平成24年度 川崎市要保護児童対策地域協議会 構成員（順不同）

関 係 機 関 名	
1	川崎市医師会
2	川崎市歯科医師会
3	川崎市薬剤師会
4	神奈川県柔道整復師会川崎市支部連合会
5	横浜地方法務局川崎支局
6	横浜家庭裁判所川崎支部
7	横浜弁護士会
8	神奈川県警察本部
9	川崎市社会福祉協議会施設部会児童・母子福祉施設協議会
10	川崎市社会福祉協議会施設部会保育協議会
11	川崎市民生委員児童委員協議会
12	川崎市人権擁護委員協議会
13	NPO 法人 CAP かながわ
14	児童家庭支援センター
15	川崎市あゆみの会（川崎市里親会）
16	川崎市幼稚園協会
17	川崎市立小学校長会
18	川崎市立中学校長会
19	川崎市総合教育センター
20	教育委員会事務局学校教育部
21	区保健福祉センター
22	区こども支援室
23	市民オンブズマン事務局
24	消防局警防部救急課
25	健康福祉局障害保健福祉部精神保健福祉センター
26	市民・こども局こども本部子育て施策部
27	市民・こども局こども本部こども支援部
28	市民・こども局こども本部保育事業推進部
29	市民・こども局こども本部こども家庭センター